

2023年度 マイカー規制、シャトルバス運行に係る実施計画(案)

1. 実施方針

本年度はカムイワッカ湯の滝の利用方法そのものに変更が生じることから、同地域に至る道路沿線において湯の滝試行事業と一体的な自動車利用適正化対策を実施する。2020年度に開始した幌別地区からの規制を伴うアクセス事業については情勢の変化を受け、本年度の実施を見送る。また過去3年間の実績と効果の検証及び今後の計画策定を行う。

2. 実施計画

① カムイワッカのマイカー規制と直通シャトルバスの運行

業務委託

<趣旨> カムイワッカ湯の滝の利用方法変更に伴い車両規制期間において現地への代替輸送手段を提供する。

<期間> 7月22日(土)～8月19日(土)【29日間】

<規制区間> 知床五湖ゲート～カムイワッカ(終日、道路交通法に基づき実施)

※除外車両、許可車両の取り扱いは検討中

<運行形態> 専用シャトルバス: 自然センター～カムイワッカ間(直通)

※知床五湖を経由しない専用バスのため十分な情報提供等が必要

※運行スケジュール、運賃、チケット販売体制の詳細は事業者と調整の上決定

② 規制を伴わないバス増便事業

業務委託

<趣旨> 7月連休並びに8月のお盆の時期に主に五湖地区の渋滞対策を目的としたバスの運行を実施する。

<期間> 7月15日(土)～7月17日(月・祝)【3日間】

8月11日(金・祝)～8月16日(水)【6日間】

<規制区間> 車両規制なし

<運行形態> 既存の路線バスに加え、知床自然センター～知床五湖間を往復するバスを増便

※通常1日6便のところ12便に増便し、約30分間隔で運行

※路線バスとして運行(有料)

③ 将来ビジョン、アクセス事業、カムイワッカ園地のあり方に関する計画策定

環境省、関係機関

<趣旨> これまでに実施してきた試行事業についての成果を総括し、次年度以降の再始動に資する計画策定を行う。

<その他> 協議事項は適宜部会及び協議会において報告する。

3. マイカー規制・通行許可申請関係

斜里町、関係機関

・ マイカー規制期間の通行を希望する関係者の申請書を取りまとめ、斜里警察署に提出し、許可証とあ

わせて通行許可車両確認書（協議会発行）を各者に送付する。

- ・ マイカー規制前日の車両追出しやゲート前での利用者周知を実施する。実施にあたっては警察に協力を依頼する。

4. 調査・モニタリング 業務委託

カムイワッカ地区利用状況等の把握により、今後のさらなる適切な実施へ向けてのデータ収集並びに次年度以降の計画立案のため、各種の調査研究及びモニタリングを実施する。

- ・ シャトルバス運行実績、駐車台数等の調査・とりまとめ
- ・ 駐車時間、滞在時間に関する調査
- ・ アンケートによる利用者意識調査

※内容については事業者と調整の上決定

5. 広報および現場運営支援業務 関係機関、一部業務委託

湯の滝事業と連携し、以下の情報提供業務や調整業務を一体的に実施する。

- ・ 周知のためのチラシ・リーフレット等の広報媒体の作成
- ・ 交通情報センター放送や電光掲示板（国道 334 号：ウトロ、知布泊、峰浜、豊倉、道道知床公園線：ホロボツ）への掲示依頼。
- ・ 国道、道道沿いにマイカー規制期間中等の告知看板を製作、設置する。
- ・ 渋滞情報、乗り換え情報等についてのリアルタイム情報を提供する。

6. 駐車場、ゲート警備業務 業務委託

- ・ マイカー規制時には五湖ゲートと自然センターにシャトルバスの誘導や駐車案内、ゲート操作等を目的とした警備誘導員を配置する。
- ・ 警備員は知床五湖駐車場までの渋滞状況について情報を把握し、関係者に連絡する。

7. その他 斜里町、関係機関

- ・ 6月1日～10月1日までの間、カムイワッカ湯の滝前に仮設トイレを3基設置する。
- ・ シャトルバス停留所（カムイワッカ）に案内看板を設置する。 建設管理部
- ・ 本協議会および各規制期間前に、関係者での打合せを実施する。